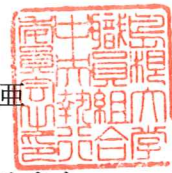


2017年6月14日

国立大学法人島根大学長  
服部 泰直 様

島根大学職員組合  
中央執行委員長 富澤 芳直



申入書「国立大学法人島根大学における無期転換ルールへの早急な対応を求めます」

国立大学法人島根大学は、平成29年3月21日に文部科学省大臣官房人事課計画調整班より依頼のあった「貴学における無期転換ルールへの対応状況に関する調査について（依頼）」（以下、「3月21日付け依頼」と略称）について、以下のように回答しています。

——以下、文科省HPにて公表された島根大学の回答——

⑤職種によって異なる対応を行う

【平成25年3月31日以前から引き続き在職している有期契約職員】

【平成25年4月1日以降に採用された有期契約職員のうち、附属病院で勤務する「病院クラーク」「医師クラーク」「病院系技術補佐員」「ナーシング・アテンダント」】  
通算雇用期間の上限を設けない。

【上記以外の有期契約職員】

【臨時的に任用する事務系職員】

【正規職員の育休等代替職員として雇用する職員】

通算雇用期間は5年を超えることはない。

（理由）運営費交付金の減少、また外部資金による期間限定の雇用の増加等により、主に予算面において長期的な雇用の確約が困難である。

——ここまで——

文科省よりの「3月21日付け依頼」は、それに「参考1」として添付された厚生労働省労働基準局長より平成27年9月30日発出の「貴管下の国立大学法人及び大学共同利用期間法人における無期転換ルールへの対応に関する早急な検討のお願いについて」（以下、「厚労省依頼」）に基づいて実施されました。この「厚労省依頼」は、「無期転換の申し込みが本格化する」平成30年4月までの島根大学での無期転換ルールの明確化と、そのための「無期転換後の具体的な労働条件の在り方を労使で話し合いつつ検討の上、ルール化すること」を求めています。

ここまで記したことで明確なように、島根大学が2017年3月31日現在の状況として回答した「予算面において長期的な雇用の確約が困難である」では、コンプライアンス面および対外的には、無期転換ルールを作成しない理由とはなりません。

島根大学が、無期転換ルールを作成するにおいて、労使間の合意をいかに形成し、いかなる日程でルールを策定する予定なのかの具体的な回答を求めます。

すでに残された時間は僅かです。そのため回答期限は6月末とします。御了承ください。